

毎年の税条例改正、この資料でラクラク進む!

税条例改正参考資料 令和5年度

毎年3月に公布される地方税法の一部改正に合わせた改正例の参考情報を「税条例改正参考資料」としてお届けしています。

こんなお悩みございませんか…?

- 条例を改正する際の参考となる資料が欲しい。
- 例規集が横書きなので、「総務省税条例改正例」をそのまま利用できない。
- わたしたちの自治体では、4月1日施行分を専決処分とし、議案を2つに分けているが、議会ごとの附則の規定をどうすればよいのだろう。



本商品をご利用いただくことで解決いたします!

- 「総務省税条例改正例」横書き対応版があるので横書き用の加工をする必要がない。
- わがまち特例の法律の改正の確認が難しかったが、地方税法の改正との対比表があり、理解できた。
- 9月以降の議案例も提供されるなど、様々な議案例に対応した情報のおかげで、附則の規定等の疑問も解決できた。



サービス概要

1 「総務省税条例改正例」をもとに、下記資料をご提供します!

- 総務省税条例改正例施行日色分け版
- 「総務省税条例改正例」横書き対応版
- 改正議案例・新旧対照表例（4月1日施行専決分とそれ以外の議案に分ける例）
- わがまち特例の割合及び地方税法の改正との対比表

2 同一年度内に複数の改正例が出た場合は、その都度、資料をご提供します! 追加料金は一切頂きません。

3 本資料には、税条例のほか、都市計画税条例、国民健康保険税条例、固定資産評価審査委員会条例の改正を含みます。

約40のファイル(docx、xlsx、pdf)が入ったzipフォルダを、メールに添付する形でのご提供となります。



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

総務省税条例 改正改め文横書き

修正が必要と思われる箇所を赤字・青字とコメントでわかりやすく解説！

資料No. 21

（令和4年3月31日総税市第26号）

令和4年4月21日
第一法規サポートデスク

の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和6年4月1日）

（納税証明書に関する経過措置）

第2条 **前条第3号に掲げる規定による改正後の青南市税条例第1条の規定による改正後の青南市税条例（以下「新条例」という。）**第18条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、**同号前条第3号**に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第3条 **第1条の規定による改正後の青南市税条例（以下「新条例」という。）新条例**第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及

コメント [dh8]: 令和3年政令第332号において施行日が確定していますので、この議案例では追記しています。

コメント [dh9]: 総務省改正例では、「新条例」の定義を改正附則第3条において規定していますが、この議案例では、改正附則第2条において規定しています。

コメント [dh10]: 上記修正により修正

「わがまち特例」で定める割合について（地方税法対比）

わがまち特例の法律の改正について理解しやすい！

資料No. 52 税条例「わがまち特例」で定める割合について（地方税法対比）

令和4年3月18日
第一法規サポートデスク

■税条例「わがまち特例」で定める割合について（地方税法対比）

附則第10条の2の規定

（1）令和4年4月1日施行

税条例（例）（緑のマークは、法の参酌値）	規定内容（概略）	地方税法
第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、 2分の1 とする。	○「水質汚濁防止法に規定する特定施設又は指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設」に対して課する固定資産税の課税標準の特例割合を定めるもの ○2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内で定める。	●地方税法附則第15条第2項第1号 2 公共の危害防止のために設置された次の各号に掲げる施設又は設備（既存の当該施設又は設備に代えて設置するものとして政令で定めるものを除く。）のうち、 令和二年四月一日から令和四年三月三十一日まで で 令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで の間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二又は第三百四十九条の三第二項若しくは第三項の規定にかかわらず、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 一 水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設又は同条第三項に規定する指定地域特定施設（瀬戸内海環境保全特別措置法第十二条の二又は湖沼水質保全特別措置法第十四条の規定により当該指定地域特定施設とみなされる施設を含む。）を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設で総務省令で定めるもの（電気供給業を行う法人が電気供給業の用に供するものを除く。） 二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該処理施設が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一）

専用申込書

TEL 0120-203-694 電話受付時間 / 9:00~17:30 (土・日・祝日を除く)

FAX 0120-302-640

商品名 税条例改正参考資料 令和5年度

[091363]

価格 定価9,900円（本体9,000円+税10%）

※メールでの納品となりますので誤りの無いよう、zipファイルを確認に受信できるアドレスを記載ください。
※消費税は申込日時の適用税率に依ります。

お申込み日 年 月 日

〒 〇〇〇〇〇〇

機関名

部署名

公用
 私有

フリガナ
ご氏名

様

TEL

E-mail

@

お客様の個人情報の取扱いについて

お客様より預かりました個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム（https://www.daiichihoki.co.jp/support/contact/contact.php）かフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974